※必要な書類の提示・提出ができない場合、正確な計算ができないことから、 申告を受付できない場合があります。

#### 1 本人確認書類

1	マイナンバーカード をお持ちのかた	マイナンバーカード
2	マイナンバーカード をお持ちでないかた	・マイナンバーの通知カード(記載事項が住民票と一致している場合に限る)またはマイナンバーの記載がある住民票の写しなど 十・ ・身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなど)のうち1つ

#### 2 所得の計算に必要な資料

1	給与収入があったかた (アルバイト、日払い含む)	源泉徴収票(給与の明細等)
② 年金収入があったかた (遺族年金、障害年金除く)		受給している全ての公的年金等の 源泉徴収票
3	営業等・農業・不動産の事 業収入があったかた	帳簿・収支内訳書、必要経費の領収書 ※経費対象となる領収書などを科目ご とに仕分けして、それぞれの合計額を 計算した上で持参してください。
④ 雑所得や一時所得があったかた		収入金額や必要経費等がわかる証明書

- 3 社会保険料(健康保険料、介護保険料等)の領収書等(納付日と納付額の確認ができるもの) ※納税支援課(**25**017-734-5209)で、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額の証明書を発行しています。 必要な場合はお問合せください。
- 4 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書(保険会社などから郵送されます)
- 5 障害者手帳、障害者控除対象者認定書、医療費控除の明細書、雑損控除や寄附金控除を受けるための領収書

# ● 令和5年度から、ここが変わります

### ■未成年者に対する非課税措置の対象年齢の引下げ

未成年者で前年の合計所得が135万円以下の場合、個人住民税の非課税措置を受けることができます。民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度からは、18歳未満のかたがこの措置の対象となります。未成年に該当するかは、賦課期日(毎年1月1日)現在の年齢で判定します。なお、既婚のかたは、未成年とみなされません。 ※今回の改正により、従来の対象年齢では非課税であったかたでも、課税となる場合があります。

## ■住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用期間の延長等

#### ①所得税

住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、「令和3年12月まで」から「令和7年12月まで」になりました。 また、対象となる住宅が環境性能等により細分化されました。詳しくは、下記二次元コードからご確認ください。

住宅ローン適用期限:「令和:	住宅ローン適用期限:「令和3年12月まで」→ <u>「令和7年12月まで」に延長</u>				
区 分	居住年	控除期間			
一定の基準を満たす新築住宅等	令和4年~令和7年	13年間			
その他の新築住宅	令和4年~令和5年	13年間			
	令和6年~令和7年	10年間			
既存住宅	令和4年~令和7年	10年間			



▲詳しくはこちら (国税庁ホームページ)

### ②個人住民税

所得税法等の改正に伴い、個人住民税における控除限度額が、これまで所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)とされていたものが、5%(最高97,500円)に戻りました。

## ■医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の延長

特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、対象となる医薬品について見直しを行い、手続を簡素化した上で、その適用期限が5年間延長されました。令和4年1月1日から令和8年12月31日の間に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費が対象となります。



▲税制改正の詳細はこちら (市ホームページ)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での申告書の提出にご協力をお願いします。郵送の場合は、消えないペンで必要事項を記入し、日中に必ず連絡の取れる電話番号を記入の上、上記「申告に必要なもの」の1~5の写しを添えて、同封の返信用封筒で3月15日(水)までに郵送してください。申告書及び返信用封筒が必要なかたは、下記までお問合せください。必要添付書類の詳細は市ホームページをご覧いただくか、お問合せください。※書類は返却できませんので、ご了承ください。

【郵 送 先】〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎 市民税課 普通徴収チーム宛 【問合せ先】市民税課 (☎017-734-5193)



# ● 申告に関するその他のお知らせ

# ■「医療費控除の明細書」等の添付が 必須となりました

医療費控除を受けられるかたは、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必須になりました。医療費の領収書の添付または提示では控除を受けることができませんので、ご注意ください。

様式は、国税庁のホームページ及び市ホームページに掲載しています。また、市民税課窓口にも備え付けています。来場の際は事前に記入の上、お持ちください。

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署または 市役所から求められたときは、提示または提出しなけ ればなりません。
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付することで、明細の記入を省略できる場合があります。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- 問青森税務署 (☎017-776-4241) ※音声案内で2を選択 市民税課 (☎017-734-5193)

# ■おむつ代の医療費控除に必要な証明書等に ついて

おむつ代の医療費控除には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。申請用紙は青森税務署及び市民税課の窓口に設置しています。

問青森税務署(☎017-776-4241)

市民税課(☎017-734-5193)

※前年度もおむつ代の医療費控除を受けたかたで、下記 ①②の要件をすべて満たす場合は、介護保険課の窓口 で交付する「確認書」を「おむつ使用証明書」に代え ることができます。

【要件】①要介護認定を受けていること

- ②要介護認定の際に使用した主治医意見書の記載内容が該当項目を満たしていること
- 「確認書」の申請は、1月16日(月)から受け付けます (交付無料)。
- ■申請に必要なもの…介護保険被保険者証 申請者の身分証明書
- 問介護保険課(☎017-734-2308)
  浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1134)



# 青森税務署からのお知らせ

問青森税務署(☎017-776-4241)
※音声案内で「2」を選択してください



国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。新型コロナウイルス等の感染防止の観点からも、ぜひ、ご自宅からのe-Tax(電子申告)による確定申告をご利用ください。



## e-Taxの利用のメリット

・税務署に行かずに自宅から申告/生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提示や提出が不要 ※法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります/自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付/確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能 ※メンテナンス時間を除きます

e-Taxの利用方法 次のどちらかの方式で、e-Taxを利用することができます。

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダライタ(またはマイナンバーカード読取対応のスマートフォン)が必要です。 ②ID・パスワード方式

税務署で本人確認の上発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。新たに発行を希望されるかたは、顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、ご本人が税務署で発行手続をする必要があります(過去に税務署で確定申告をしたかたは、すでにお持ちの場合があります)。ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

### ■青森税務署内に申告書作成会場を開設

次の期間、青森税務署内に申告書作成会場を開設します。

- ◆開設期間 2月1日(水)~3月15日(水) (土・日、祝日を除く 2月19日(日)・26日(日)は開設)
- ◆開設時間 9:00~17:00

申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンやタブレットを使用 して申告書を作成していただきます。スマートフォン等及びマイナ ンバーカード(マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号を 含む)をお持ちください。

※税務署では、職員の手洗い・マスク着用・日々の検温、消毒・清掃を毎日行うなど、感染症対策を徹底しております。来場されるかたのマスク着用のお願いと、入場時の検温、手指消毒をお願いします。また、駐車場は大変込み合いますので、公共交通機関をご利用ください。

## ■入場整理券が必要です

申告書作成会場の混雑緩和のため、<u>会場への入</u>場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、会場で当日配付しますが、配付 状況に応じて、後日の来場をお願いすることが あります。LINEを通じたオンラインによる事 前発行も可能です(事前発行可能期間が設けら れています)。

### ■還付申告書を提出されるかたへ

申告義務がないかたが行う還付申告は5年間提出できます。年末調整済みの給与所得のかたで、医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税)により還付を受けるかたなどが該当します。